

藤沢市民ギャラリー条例施行規則の一部改正について
藤沢市民ギャラリー条例施行規則を次のように改正する。

2019年（令和元年）5月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多恵子

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2019年（令和元年）7月1日

提案理由

この議案を提出したのは、令和元年7月1日から、藤沢市民ギャラリーの移転に伴い、藤沢市民ギャラリーの市民の利用に供する開館時間及び休館日を改めるため、所要の改正をする必要による。